



みらいに、
みどりを。

さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール入賞作品 Instagram 部門 優秀賞「三兄弟の遊び路」

三芳町緑化推進費寄附金 緑地保全・緑化推進 寄附のお願い

三芳町の貴重な緑や歴史的自然環境としての緑を残していくため、住民・企業・団体などからの寄附金を資金として、緑地の保全整備事業に活用していきます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

三芳町役場 環境課自然環境担当 TEL049-258-0019(内線204)

【三芳町緑化推進費寄附金申込書兼領収書】にご記入の上 お近くの金融機関窓口でご寄附をお願いします。

納付方法



環境課までご連絡ください。
納付書（申込書兼領収書）を郵送
しますので、役場・出張所・お近
くの金融機関でご寄附ください。

三芳町環境課 自然環境担当
TEL049-258-0019（内線 204）

寄附金額



事業者（団体等）
1口=5,000 円
個人（町民等）
1口= 500 円
※口数制限はありません。
※1口以上のご寄附をお願いし
ます。

税の控除



三芳町への寄附となり税法上の
優遇措置が受けられます。法人
は、寄附全額を損金に算入するこ
とができます。
個人の場合は、ふるさと納税制度
が適用されます。
※謝礼品はありません。

寄附された方 町長より御礼状を送付させていただき、町広報紙にご芳名を掲載いたします。

三芳町の緑の現状と寄附の活用方法

三芳町の緑の現状

三芳町には落葉広葉樹林が広
く分布し、かつては薪炭林とし
て燃料資源を供給する場とし
て貢献してきました。しかし近
年は、薪炭需要の減少で、広葉
樹の利用が減少し平地林の高
齢化が進んでいます。それに伴
い、高齢化した平地林で樹木の
枯死等が多発し、景観の悪化や
落枝、倒木による危険性が問題
となっています。

寄附の活用

トラスト保全14号地「藤久
保の平地林」や町内の保存樹
林、上富ケヤキ並木通りなど
の保存樹木の保全や町内の高
齢化した平地
林の若返りの
ための萌芽更
新、町内の緑
地保全、緑化
推進に活用し
ます。



↑萌芽更新した切り株

緑の若返り（ぼうが こうしん萌芽更新）

平地林を一団の面積で伐採し、
日の光を入れることによって
切株から新たな芽が出ます。こ
の芽を育てて15～20年サ
イクルでまた伐採することを
萌芽更新といいます。萌芽更新
した平地林は、苗木を植樹して
育てるより樹木の成長が早く、
効率的な保全を実現するため、
問題となっている高齢化した
平地林の若返りを図ることが
できます。

三芳町の歴史的な自然環境

三芳町の平地林

三芳町は首都圏30km 圏内にあ
りながら、江戸時代中期に開拓さ
れた独特な短冊状地割（屋敷地・
畑地・平地林）が今なお残る地域
です。平地林は、冬季の季節風を
防ぐ防風林や燃料資源を供給す
る薪炭林として、クヌギ・コナラ
等の二次林が多くみられ、武蔵野
の風土を象徴する歴史的遺産と
して重要なものです。

トラスト保全第14号地 「藤久保の平地林」

国道254号、関越自動車道な
どが近接する都市部の地域であ
りながら一団の緑地が形成され
た、貴重な緑地帯です。
江戸時代中期に開発され、現在
も落ち葉を堆肥として利用する
循環型農法が行われており、地
権者及びボランティア団体の協
力により保全されています。

保存樹木と保存樹林

三芳町的美観風致を維持するた
め、要件に該当し、町長が保存の
必要があると認め指定したもの
のうち、樹木を保存樹木、樹林を
保存樹林といいます。保存樹木は
町内に約270本あり、樹齢が1
00年を超えるものもある歴史
ある樹木です。保存樹林は上富地
域に1集団、藤久保地域に2集
団あります。